

報道関係者 各位

平成 30 年（2018 年）12 月 28 日（金）

【照会先】

子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室

室長補佐 青木 浩一（内線 4843）

健全育成係長 新坂 葵（内線 4845）

（代表電話） 03(5253)1111

（直通電話） 03(3595)2596

平成 30 年（2018 年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況 （平成 30 年（2018 年）5 月 1 日現在）

厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童の数（登録児童数）などの状況を把握するための調査を毎年実施しており、このほど平成 30 年（2018 年）の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年（2017 年）12 月 8 日閣議決定）に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの 2019 年度末までの約 30 万人分の新たな受け皿の確保を 1 年前倒しして、平成 30 年度（2018 年度）末までに達成することとしております。

【調査結果のポイント】

○登録児童数《過去最高を更新》

1,234,366 人【前年比 63,204 人増】（平成 29 年：1,171,162 人）

- ・平成 27 年度からの 4 年間で 29.8 万人（約 30 万人）の受け皿を整備。
- ・平成 27 年度から 5 年間で約 30 万人分の受け皿を整備することを目標とした「放課後子ども総合プラン」は、昨年の「新たな経済政策パッケージ」により、1 年前倒ししており、本プランの目標を達成。

○放課後児童クラブ数《過去最高を更新》

25,328 か所【前年比 755 か所増】（平成 29 年：24,573 か所）

うち放課後子供教室との一体型 4,913 か所【前年比 359 か所増】

- ・一体型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。（「放課後子ども総合プラン」に基づき 1 万カ所以上を一体型で実施）

○放課後児童クラブの支援の単位数

31,643 支援の単位【前年比 1,640 支援の単位増】(平成 29 年(2017 年): 30,003 支援の単位)

※「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成 27 年度(2015 年度)から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

○利用できなかった児童数(待機児童数)

全体 : 17,279 人【前年比 109 人増】(平成 29 年: 17,170 人)

(学年別内訳)

小学 1 年生 : 2,667 人【前年比 309 人減】

小学 2 年生 : 2,113 人【前年比 139 人減】

小学 3 年生 : 4,016 人【前年比 221 人減】

小学 4 年生 : 5,312 人【前年比 384 人増】

小学 5 年生 : 2,304 人【前年比 227 人増】

小学 6 年生 : 867 人【前年比 167 人増】

- ・平成 27 年 4 月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象を小学 4～6 年生にも拡大。
- ・都道府県別では、東京都(3,821 人)、埼玉県(1,657 人)、千葉県(1,602 人)で全体の 4 割以上を占めている。
- ・小学 1 年生から小学 3 年生の待機児童数は 669 人減少している。一方、平成 27 年 4 月より対象とした小学 4 年生から 6 年生については、制度普及によるニーズの顕在化などを背景に待機児童数が 778 人増加。

○放課後児童支援員の数 : 90,769 人【前年比 3,940 人増】

うち、認定資格研修を受講した者の数 : 53,132 人(58.5%)

※()内は放課後児童支援員の総数(90,769 人)に占める割合

○放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士 : 23,010 人(25.4%)

高等学校卒業者等で、2 年以上児童福祉事業に従事した者 : 30,198 人(33.3%)

教育職員免許状を有する者 : 25,825 人(28.5%) 等

※()内は放課後児童支援員の総数(90,769 人)に占める割合

○18時半を超えて開所しているクラブ数

[平日]

13,975 箇所 (55.2%*) [平成 29 年 : 13,470 箇所 (54.8%*)]

(*) 全クラブ数 (平成 30 年度 : 25,328 箇所、平成 29 年度 : 24,573 箇所) に占める割合

[長期休暇等]

13,651 箇所 (54.1%*) [平成 29 年 : 13,250 箇所 (54.2%*)]

(*) 長期休暇等に開所しているクラブ数 (平成 30 年度 : 25,233 箇所、平成 29 年度 : 24,447 箇所) に占める割合

(参考) 18時半を超えて開所しているクラブの登録児童数

[平日] 714,297 人 (57.9%*) [平成 29 年 : 672,980 人 (57.5%*)]

[長期休暇等] 701,921 人 (56.9%*) [平成 29 年 : 661,256 人 (56.5%*)]

(*) 全登録児童数 (平成 30 年度 : 1,234,366 人、平成 29 年度 : 1,171,162 人) に占める割合

○利用希望児童数 (登録児童数及び待機児童数の合計数) に占める待機児童数の割合は減少し、受け皿整備は着実に進んでいる。今後も「新・放課後子ども総合プラン」に基づき 2021 年度末までに待機児童の解消を目指す。

※利用希望数全体に占める待機児童数の割合

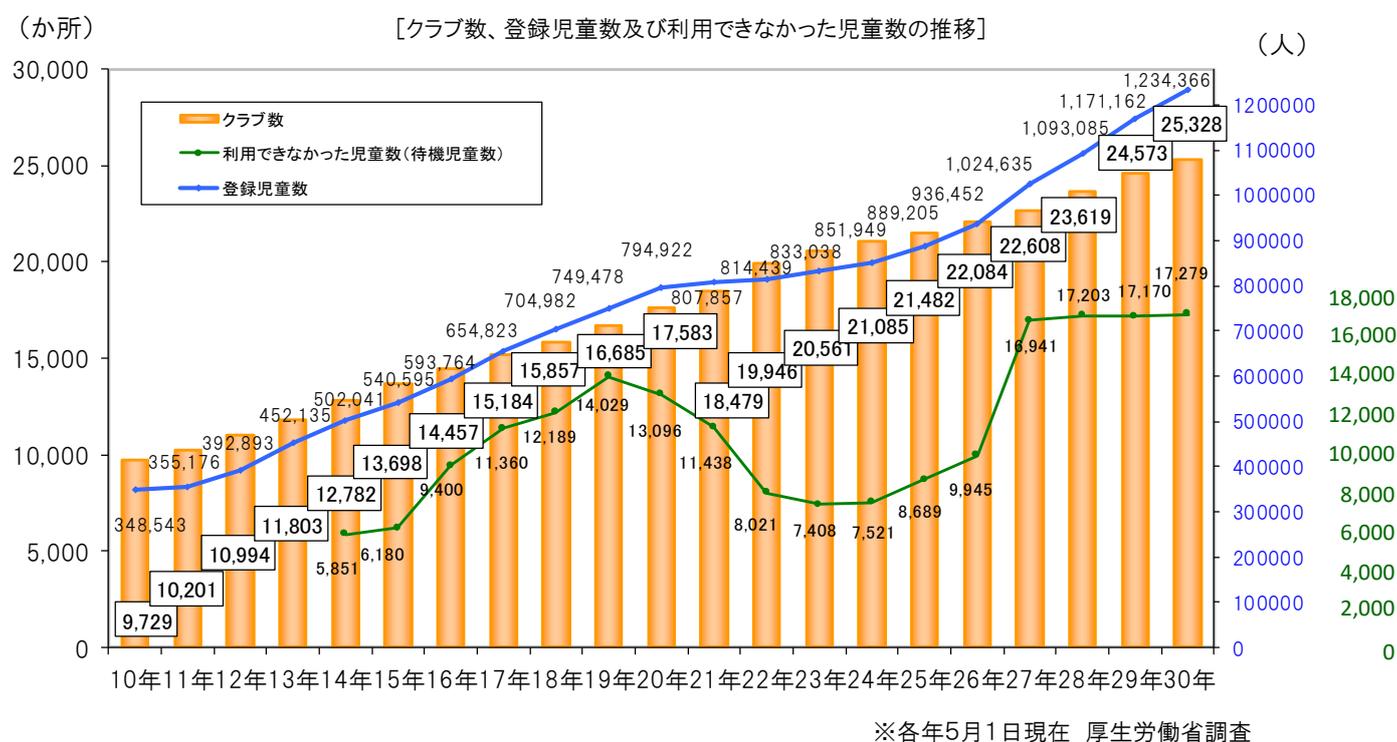
平成 30 年 : 1.38% (17,279 / 1,251,645 人)

平成 29 年 : 1.44% (17,170 / 1,188,332 人)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】 (全国計)

1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、
 - ・登録児童数は、対前年63,204人増の1,234,366人、
 - ・クラブ数は、対前年755か所増の25,328か所、
 となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、小学1年生から小学3年生までは対前年669人減の8,796人となっている。一方で、平成27年4月より対象としている小学4年生から小学6年生は対前年778人増の8,483人となっており、合計で対前年109人増の17,279人となっている。



2. 放課後子ども総合プランの達成状況

「放課後子ども総合プラン」において示した目標と達成状況は以下のとおり。

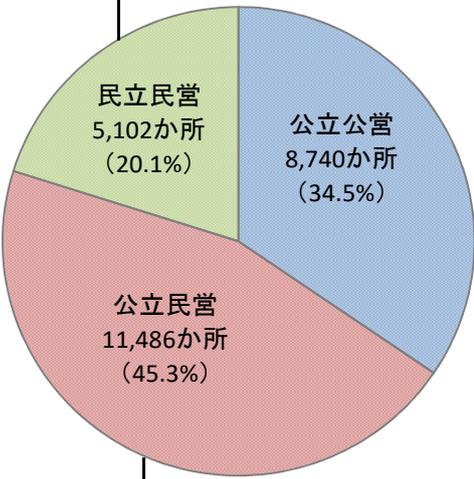
- 放課後児童クラブの約30万人分の受け皿整備の目標に対し、約29.8万人分の登録児童数が増加しており、目標は達成。

	平成26年5月	平成30年5月	目標
登録児童数	936,452	1,234,366	+ 約300,000

3. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約35%、公立民営のクラブが約45%、民立民営が約20%を占めている。

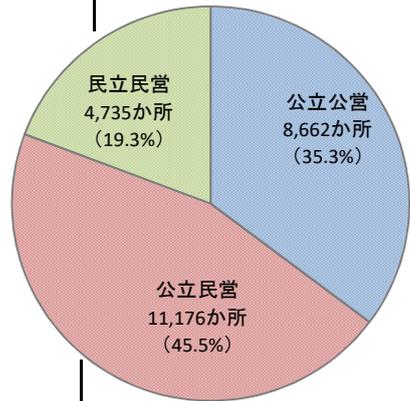
社会福祉法人	1,670か所	(6.6%)
NPO法人	836か所	(3.3%)
運営委員会・ 保護者会	1,465か所	(5.8%)
その他	1,131か所	(4.5%)



社会福祉法人	3,585か所	(14.2%)
NPO法人	1,555か所	(6.1%)
運営委員会・ 保護者会	3,604か所	(14.2%)
その他	2,742か所	(10.8%)

(参考)平成29年

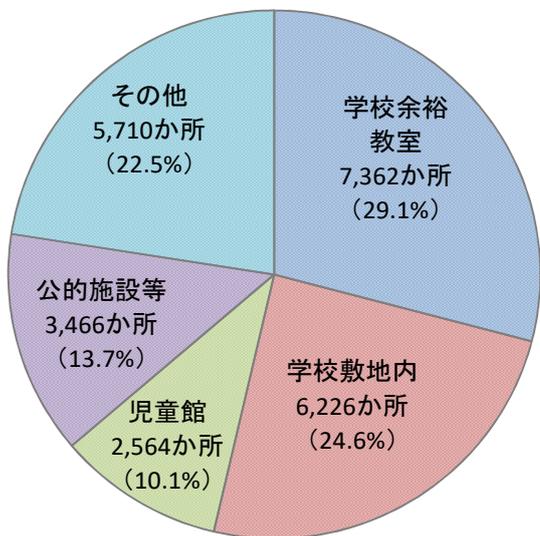
社会福祉法人	1,533か所	(6.2%)
NPO法人	754か所	(3.1%)
運営委員会・ 保護者会	1,458か所	(5.9%)
その他	990か所	(4.0%)



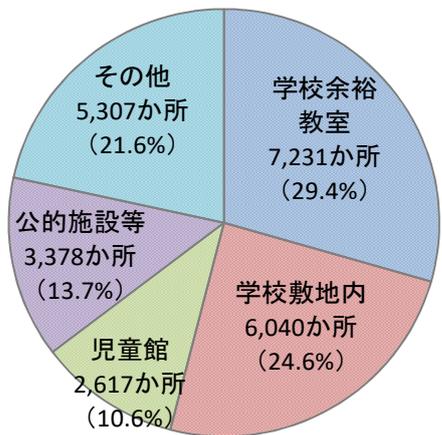
社会福祉法人	3,492か所	(14.2%)
NPO法人	1,457か所	(5.9%)
運営委員会・ 保護者会	3,667か所	(14.9%)
その他	2,560か所	(10.4%)

4. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約10%であり、これらで全体の約64%を占めている。

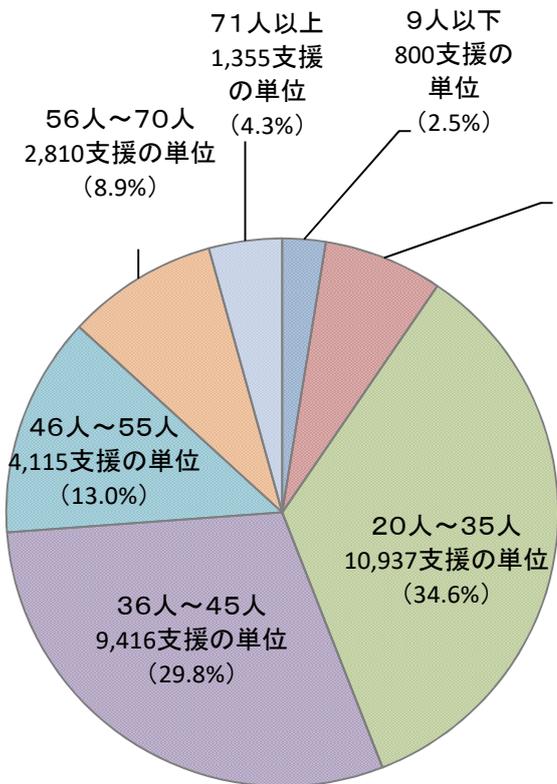


(参考)平成29年

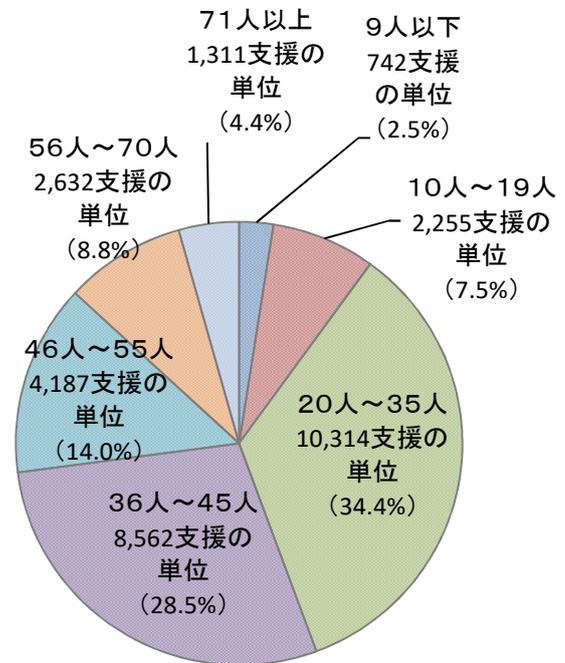


5. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約74%を占めている。

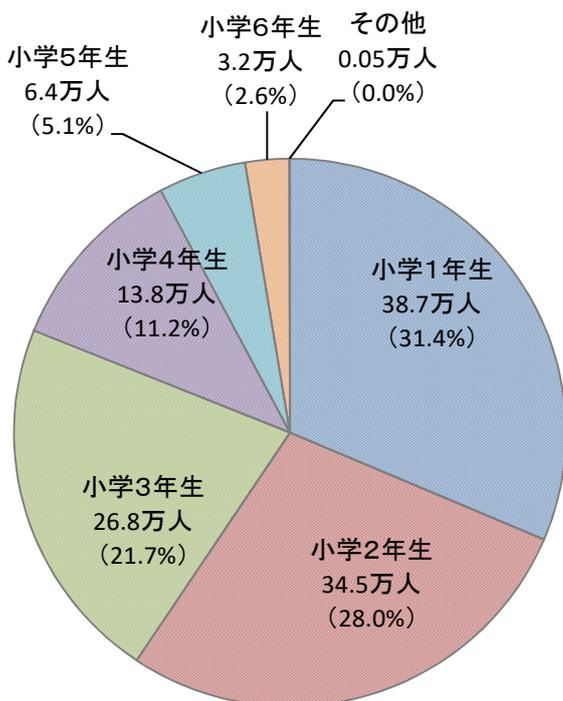


(参考)平成29年

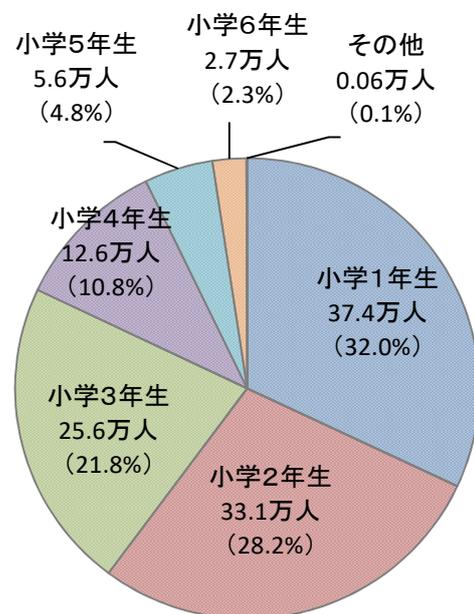


6. 学年別登録児童数の状況

○ 小学校1年生から3年生までで全体の約81%を占めている。また、小学4年生から小学6年生の登録児童数は対前年度比約11%と小学1年生から小学3年生の対前年比約4%よりも高い伸び率となっている。

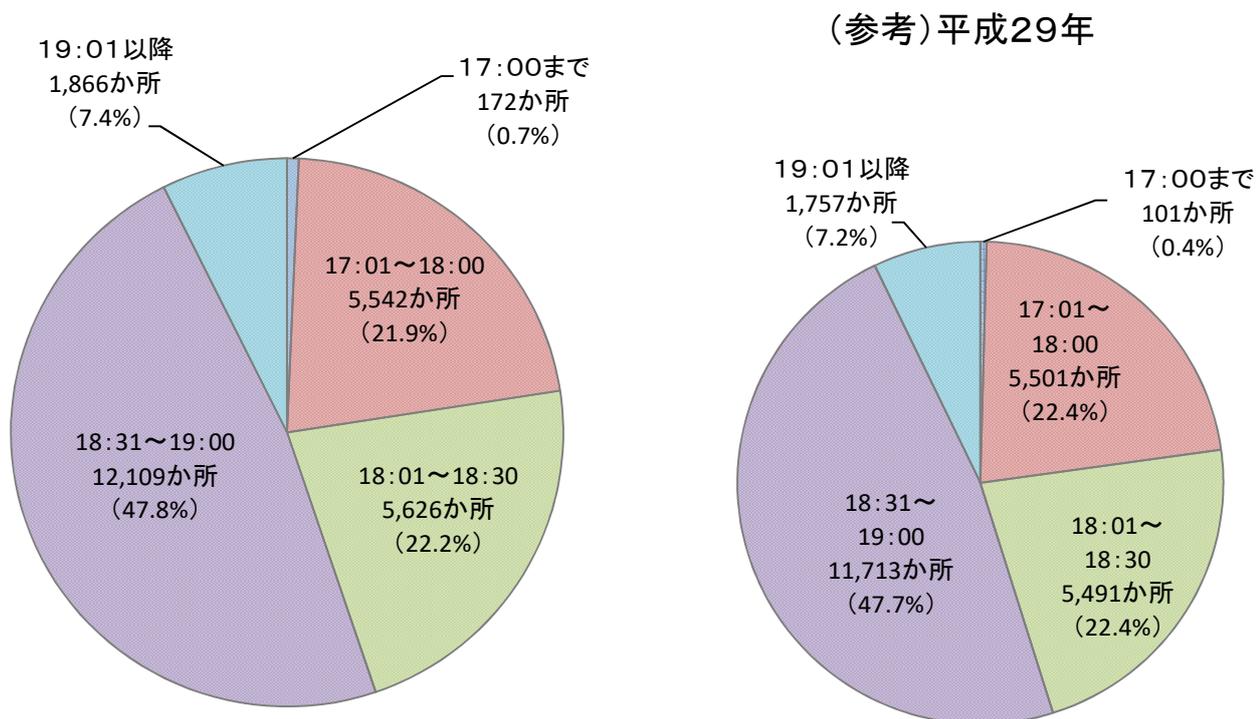


(参考)平成29年



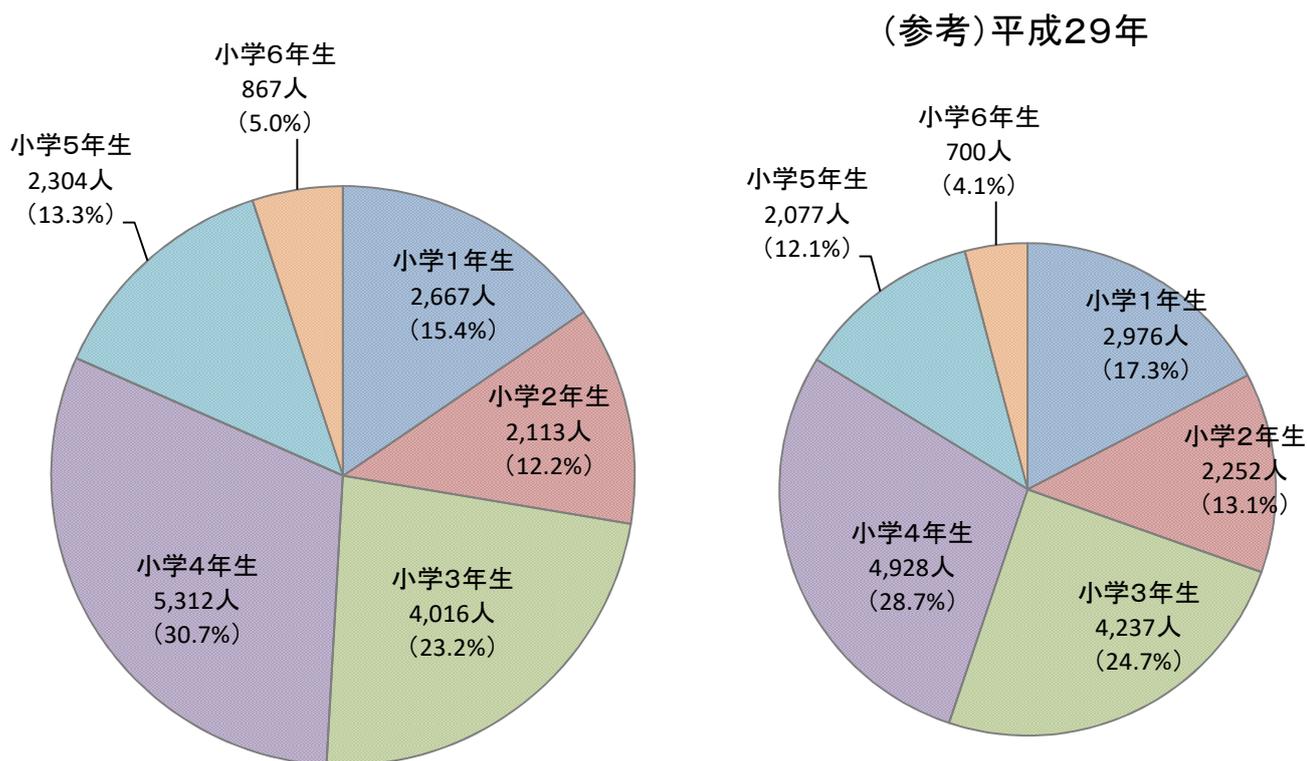
7. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約55%を占めており、増加傾向にある。



8. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況でみると、小学1年生から小学3年生は前年比で669人減少した。一方で、小学4年生から小学6年生は前年比で778人増加した。



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 各年5月1日現在 厚生労働省調査

(全都道府県計)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	平成 30 年	平成 29 年	増減
クラブ数	25,328か所	24,573か所	755か所
支援の単位数	31,643支援の単位	30,003支援の単位	1,640支援の単位
利用定員数	1,320,297人	1,254,714人	65,583人
登録児童数	1,234,366人	1,171,162人	63,204人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,619市町村(93.0%) [1,741市町村]	1,619市町村(93.0%) [1,741市町村]	0市町村 [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,551小学校区(85.2%) [19,428小学校区]	16,651小学校区(84.8%) [19,628小学校区]	▲100小学校区 [▲200小学校区]

注1：実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2：全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数（ただし、分校を除く）である。

注3：「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

(参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年
クラブ数(か所)	24,573	23,619	22,608	22,084	21,482
増減	954	1,011	524	602	397
登録児童数(人)	1,171,162	1,093,085	1,024,635	936,452	889,205
増減	78,077	68,450	88,183	47,247	37,256
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,619(93.0%) [1,741]	1,606(92.2%) [1,741]	1,603(92.1%) [1,741]	1,598(91.8%) [1,741]	1,595(91.6%) [1,742]

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	平成 30 年	平成 29 年	増減
公立公営	8,740 (34.5%)	8,662 (35.3%)	78
公立民営(合計)	11,486 (45.3%)	11,176 (45.5%)	310
社会福祉法人	3,585 (14.2%)	3,492 (14.2%)	93
民法34条法人	1,013 (4.0%)	966 (3.9%)	47
NPO法人	1,555 (6.1%)	1,457 (5.9%)	98
運営委員会・保護者会	3,604 (14.2%)	3,667 (14.9%)	▲63
任意団体	320 (1.3%)	355 (1.4%)	▲35
株式会社	1,088 (4.3%)	895 (3.6%)	193
学校法人	174 (0.7%)	187 (0.8%)	▲13
その他	147 (0.6%)	157 (0.6%)	▲10
民立民営(合計)	5,102 (20.1%)	4,735 (19.3%)	367
社会福祉法人	1,670 (6.6%)	1,533 (6.2%)	137
民法34条法人	237 (0.9%)	171 (0.7%)	66
NPO法人	836 (3.3%)	754 (3.1%)	82
運営委員会・保護者会	1,465 (5.8%)	1,458 (5.9%)	7
任意団体	74 (0.3%)	57 (0.2%)	17
株式会社	209 (0.8%)	204 (0.8%)	5
学校法人	267 (1.1%)	235 (1.0%)	32
その他	344 (1.4%)	323 (1.3%)	21
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注1：()内は全クラブ数(30年：25,328、29年：24,573)に対する割合である。

注2：公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 30 年	平成 29 年	増減
小学校	13,588 (53.6%)	13,271 (54.0%)	317
：学校の余裕教室	7,362 (29.1%)	7,231 (29.4%)	131
：学校敷地内専用施設	6,226 (24.6%)	6,040 (24.6%)	186
児童館・児童センター	2,564 (10.1%)	2,617 (10.6%)	▲ 53
公的施設利用	1,632 (6.4%)	1,631 (6.6%)	1
民家・アパート	1,451 (5.7%)	1,374 (5.6%)	77
保育所	834 (3.3%)	859 (3.5%)	▲ 25
公有地専用施設	1,834 (7.2%)	1,747 (7.1%)	87
民有地専用施設	1,483 (5.9%)	1,370 (5.6%)	113
幼稚園	292 (1.2%)	324 (1.3%)	▲ 32
団地集会室	114 (0.5%)	106 (0.4%)	8
商店街空き店舗	601 (2.4%)	483 (2.0%)	118
認定こども園	408 (1.6%)	326 (1.3%)	82
その他	527 (2.1%)	465 (1.9%)	62
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注：()内は全クラブ数(30年：25,328、29年：24,573)に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 30 年	平成 29 年	増減
9人以下	800 (2.5%)	742 (2.5%)	58
10人～19人	2,210 (7.0%)	2,255 (7.5%)	▲ 45
20人～35人	10,937 (34.6%)	10,314 (34.4%)	623
36人～45人	9,416 (29.8%)	8,562 (28.5%)	854
46人～55人	4,115 (13.0%)	4,187 (14.0%)	▲ 72
56人～70人	2,810 (8.9%)	2,632 (8.8%)	178
71人以上	1,355 (4.3%)	1,311 (4.4%)	44
計	31,643 (100.0%)	30,003 (100.0%)	1,640

注：()内は全支援の単位数(30年：31,643、29年：30,003)に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 30 年	平成 29 年	増減
9人以下	581 (2.3%)	542 (2.2%)	39
10人～19人	1,821 (7.2%)	1,910 (7.8%)	▲ 89
20人～35人	6,341 (25.0%)	6,273 (25.5%)	68
36人～45人	5,891 (23.3%)	5,529 (22.5%)	362
46人～55人	3,376 (13.3%)	3,522 (14.3%)	▲ 146
56人～70人	3,295 (13.0%)	3,155 (12.8%)	140
71人以上	4,023 (15.9%)	3,642 (14.8%)	381
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注：()内は全クラブ数(30年：25,328、29年：24,573)に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

利用定員の設定規模	平成 30 年		平成 29 年		増減
9人以下	78	(0.2%)	74	(0.2%)	4
10人～19人	843	(2.7%)	839	(2.8%)	4
20人～35人	9,163	(29.0%)	8,823	(29.4%)	340
36人～45人	12,915	(40.8%)	11,920	(39.7%)	995
46人～55人	3,862	(12.2%)	3,666	(12.2%)	196
56人～70人	3,210	(10.1%)	3,218	(10.7%)	▲ 8
71人以上	1,303	(4.1%)	1,209	(4.0%)	94
設定していない	269	(0.9%)	254	(0.8%)	15
計	31,643	(100.0%)	30,003	(100.0%)	1,640

注:()内は全支援の単位数(30年:31,643、29年:30,003)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

利用定員の設定規模	平成 30 年		平成 29 年		増減
9人以下	53	(0.2%)	55	(0.2%)	▲ 2
10人～19人	594	(2.3%)	632	(2.6%)	▲ 38
20人～35人	5,055	(20.0%)	5,001	(20.4%)	54
36人～45人	8,543	(33.7%)	8,280	(33.7%)	263
46人～55人	2,986	(11.8%)	2,942	(12.0%)	44
56人～70人	3,676	(14.5%)	3,708	(15.1%)	▲ 32
71人以上	4,203	(16.6%)	3,747	(15.2%)	456
設定していない	218	(0.9%)	208	(0.8%)	10
計	25,328	(100.0%)	24,573	(100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 30 年		平成 29 年		増減
小学1年生	387,335	(31.4%)	374,436	(32.0%)	12,899
小学2年生	345,455	(28.0%)	330,514	(28.2%)	14,941
小学3年生	268,001	(21.7%)	255,873	(21.8%)	12,128
小学4年生	137,875	(11.2%)	125,971	(10.8%)	11,904
小学5年生	63,517	(5.1%)	56,223	(4.8%)	7,294
小学6年生	31,690	(2.6%)	27,497	(2.3%)	4,193
その他	493	(0.0%)	648	(0.1%)	▲ 155
計	1,234,366	(100.0%)	1,171,162	(100.0%)	63,204

注:()内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	平成 30 年		平成 29 年		増減
199日以下	48	(0.2%)	49	(0.2%)	▲ 1
200日～249日	1,520	(6.0%)	1,453	(5.9%)	67
250日～279日	5,827	(23.0%)	5,430	(22.1%)	397
280日～299日	17,691	(69.8%)	17,320	(70.5%)	371
300日以上	242	(1.0%)	321	(1.3%)	▲ 79
計	25,328	(100.0%)	24,573	(100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 30 年	平成 29 年	増減
11:00以前	2,912 (11.5%)	2,881 (11.7%)	31
11:01～12:00	2,548 (10.1%)	2,369 (9.6%)	179
12:01～13:00	7,490 (29.6%)	7,509 (30.6%)	▲19
13:01～14:00	8,659 (34.2%)	8,222 (33.5%)	437
14:01以降	3,706 (14.6%)	3,582 (14.6%)	124
計	25,315 (100.0%)	24,563 (100.0%)	752

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[30年:25,315]、[29年:24,563]は、平日に開所しているクラブ数。

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 30 年	平成 29 年	増減
17:00まで	172 (0.7%)	101 (0.4%)	71
17:01～18:00	5,542 (21.9%)	5,501 (22.4%)	41
18:01～18:30	5,626 (22.2%)	5,491 (22.4%)	135
18:31～19:00	12,109 (47.8%)	11,713 (47.7%)	396
19:01以降	1,866 (7.4%)	1,757 (7.2%)	109
計	25,315 (100.0%)	24,563 (100.0%)	752

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[30年:25,315]、[29年:24,563]は、平日に開所しているクラブ数。

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 30 年	平成 29 年	増減
6:59以前	14 (0.1%)	33 (0.1%)	▲19
7:00～7:59	7,581 (30.0%)	7,116 (29.1%)	465
8:00～8:59	17,201 (68.2%)	16,890 (69.1%)	311
9:00～9:59	371 (1.5%)	358 (1.5%)	13
10:00以降	66 (0.3%)	50 (0.2%)	16
計	25,233 (100.0%)	24,447 (100.0%)	786

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[30年:25,233]、[29年:24,447]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 30 年	平成 29 年	増減
17:00まで	442 (1.8%)	206 (0.8%)	236
17:01～18:00	5,661 (22.4%)	5,563 (22.8%)	98
18:01～18:30	5,479 (21.7%)	5,428 (22.2%)	51
18:31～19:00	11,930 (47.3%)	11,620 (47.5%)	310
19:01以降	1,721 (6.8%)	1,630 (6.7%)	91
計	25,233 (100.0%)	24,447 (100.0%)	786

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[30年:25,233]、[29年:24,447]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	平成 30 年	平成 29 年	増減
土曜日 〔毎週開所以外〕	23,599 (93.2%) 〔5,414〕	22,849 (93.0%) 〔5,338〕	750 〔76〕
日曜日	1,774 (7.0%)	1,722 (7.0%)	52
夏休み等	24,986 (98.6%)	24,152 (98.3%)	834

注1:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

注2:〔 〕内は毎週開所以外のクラブ数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 30 年	平成 29 年	増減
1人	5,219 (36.9%)	5,228 (38.3%)	▲ 9
2人	3,327 (23.5%)	3,240 (23.7%)	87
3人	2,068 (14.6%)	1,929 (14.1%)	139
4人	1,277 (9.0%)	1,208 (8.9%)	69
5人以上	2,258 (16.0%)	2,043 (15.0%)	215
計	14,149 (100.0%)	13,648 (100.0%)	501

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、30年:55.9%、29年:55.5%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	平成 30 年	平成 29 年	増減
障害児受入の 定員無し	10,079 (71.2%)	9,887 (72.4%)	192
障害児受入の 定員有り	4,070 (28.8%)	3,761 (27.6%)	309
計	14,149 (100.0%)	13,648 (100.0%)	501

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[30年:14,149]、[29年:13,648]は、障害児を受け入れているクラブ数。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 30 年	平成 29 年	増減
小学1年生	9,034 (23.0%)	8,385 (23.0%)	649
小学2年生	9,631 (24.5%)	9,364 (25.7%)	267
小学3年生	8,703 (22.2%)	8,120 (22.3%)	583
小学4年生	5,851 (14.9%)	5,311 (14.6%)	540
小学5年生	3,629 (9.3%)	3,229 (8.8%)	400
小学6年生	2,290 (5.8%)	2,049 (5.6%)	241
その他	93 (0.2%)	35 (0.1%)	58
計	39,231 (100.0%)	36,493 (100.0%)	2,738

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、30年:3.2%、29年:3.1%である。

16 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
小学1年生	2,667 (15.4%) [55]	2,976 (17.3%) [58]	▲ 309 [▲ 3]
小学2年生	2,113 (12.2%) [19]	2,252 (13.1%) [25]	▲ 139 [▲ 6]
小学3年生	4,016 (23.2%) [33]	4,237 (24.7%) [55]	▲ 221 [▲ 22]
小学4年生	5,312 (30.7%) [45]	4,928 (28.7%) [44]	384 [1]
小学5年生	2,304 (13.3%) [36]	2,077 (12.1%) [31]	227 [5]
小学6年生	867 (5.0%) [23]	700 (4.1%) [18]	167 [5]
計	17,279 (100.0%) [211]	17,170 (100.0%) [231]	109 [▲ 20]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
4月1日より受入	24,777 (97.8%)	24,038 (97.8%)	739

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

18 専用区画の有無の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
専用区画有り	25,025 (98.8%)	24,276 (98.8%)	749

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

19 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
1.65㎡以上	18,893 (74.6%)	18,095 (73.6%)	798

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

20 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
専用区画に 静養スペース有り	16,244 (64.1%)	15,628 (63.6%)	616
専用区画とは別に 静養スペース有り	3,479 (13.7%)	3,303 (13.4%)	176
計	19,723 (77.9%)	18,931 (77.0%)	792

注1:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

21 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
常勤職員	36,220 (25.2%)	35,632 (27.1%)	588
常勤職員以外	107,449 (74.8%)	95,704 (72.9%)	11,745
計	143,669 (100.0%)	131,336 (100.0%)	12,333

注:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

22 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
1人	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
2人	5,761 (18.2%)	5,893 (19.6%)	▲ 132
3人	7,163 (22.6%)	6,749 (22.5%)	414
4人	6,557 (20.7%)	6,195 (20.6%)	362
5人以上	12,162 (38.4%)	11,166 (37.2%)	996
計	31,643 (100.0%)	30,003 (100.0%)	1,640

注:()内は全支援の単位数(30年:31,643、29年:30,003)に対する割合である。

23 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
放課後児童支援員等が兼 務しているクラブ	184 (7.7%)	201 (8.2%)	▲ 17

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(30年:2,402、29年:2,452)に対する割合である。

24 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
基準第10条第3項一号	23,010 (25.4%)	22,862 (26.3%)	148
基準第10条第3項二号	607 (0.7%)	521 (0.6%)	86
基準第10条第3項三号	30,198 (33.3%)	27,367 (31.5%)	2,831
基準第10条第3項四号	25,825 (28.5%)	25,139 (29.0%)	686
基準第10条第3項五号	1,728 (1.9%)	1,572 (1.8%)	156
基準第10条第3項六号	148 (0.2%)	116 (0.1%)	32
基準第10条第3項七号	86 (0.1%)	72 (0.1%)	14
基準第10条第3項八号	48 (0.1%)	27 (0.0%)	21
基準第10条第3項九号	8,019 (8.8%)	9,153 (10.5%)	▲ 1,134
基準第10条第3項十号	1,100 (1.2%)	— (0.0%)	1,100
計	90,769 (100.0%)	86,829 (100.0%)	3,940

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤等を区別しない。

注2: 基準第10条第3項

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

25 認定資格研修を受講した者の数

(人)

	平成 30 年	平成 29 年
受講者数	53,132 (58.5%)	34,220 (39.4%)

注:()内は放課後児童支援員の人数(30年:90,769、29年:86,829)に対する割合である。

26 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	平成 30 年	平成 29 年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	12,793 (50.5%)	11,782 (47.9%)	1,011
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	8,254 (32.6%)	7,717 (31.4%)	537
うち同一小学校区内で実施	4,913 (36.2%)	4,554 (34.3%)	359
学校の余裕教室	2,726 (20.1%)	2,551 (19.2%)	175
学校敷地内専用施設	2,187 (16.1%)	2,003 (15.1%)	184

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。
 注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。
 注3:「うち同一小学校区内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(30年:13,588、29年:13,271)に対する割合である。

27 放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準条例の制定状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
制定済み	1,691 (97.1%)	1,671 (96.0%)	20
条例案を検討中	4 (0.2%)	4 (0.2%)	0
制定していない	46 (2.6%)	66 (3.8%)	▲ 20
計	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	0

注:()内は全市町村数(30年:1,741、29年:1,741)に対する割合である。

28 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
点検・確認有り	1,462 (84.0%)	1,439 (82.7%)	23

注:()内は全市町村数(30年:1,741、29年:1,741)に対する割合である。

29 市町村における対象児童の範囲

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	67 (4.1%)	79 (4.9%)	▲ 12
小学校4年生まで	51 (3.2%)	60 (3.7%)	▲ 9
小学校5年生まで	8 (0.5%)	8 (0.5%)	0
小学校6年生まで	1,493 (92.2%)	1,472 (90.9%)	21
計	1,619 (100.0%)	1,619 (100.0%)	0

注1:()内はクラブ実施市町村数(30年1,619、29年1,619)に対する割合である。
 注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

30 対象としていない児童への対応

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
放課後子供教室により対応している	34 (27.0%)	38 (25.9%)	▲ 4
自治体独自の放課後児童対策により対応している	4 (3.2%)	3 (2.0%)	1
児童館により対応している	21 (16.7%)	23 (15.6%)	▲ 2
その他	21 (16.7%)	20 (13.6%)	1
特に対応していない	46 (36.5%)	63 (42.9%)	▲ 17
計	126 (100.0%)	147 (100.0%)	▲ 21

注:()内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(30年:126、29年:147)に対する割合である。

31 市町村における運営指針(ガイドライン)の策定状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
策定済み	373 (21.4%)	357 (20.5%)	16
都道府県の運営指針を活用	354 (20.3%)	355 (20.4%)	▲ 1
国の運営指針を活用	886 (50.9%)	899 (51.6%)	▲ 13
対応無し	128 (7.4%)	130 (7.5%)	▲ 2
計	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	0

注:()内は全市町村数(30年:1,741、29年:1,741)に対する割合である。

32 運営指針に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
点検・確認有り	1,330 (76.4%)	1,284 (73.8%)	46

注:()内は全市町村数(30年:1,741、29年:1,741)に対する割合である。

33 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村数)

利用申込み	平成 30 年	平成 29 年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	16 (1.0%)	15 (0.9%)	1
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	289 (17.9%)	298 (18.4%)	▲ 9
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,314 (81.2%)	1,306 (80.7%)	8
計	1,619 (100.0%)	1,619 (100.0%)	0

注:()内はクラブ実施市町村数(30年1,619、29年1,619)に対する割合である。

(市町村数)

利用決定	平成 30 年	平成 29 年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	16 (1.0%)	13 (0.8%)	3
クラブのみで利用決定を行っている	280 (17.3%)	280 (17.3%)	0
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,323 (81.7%)	1,326 (81.9%)	▲ 3
計	1,619 (100.0%)	1,619 (100.0%)	0

注:()内はクラブ実施市町村数(30年1,619、29年1,619)に対する割合である。

34 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	783 (48.4%)	753 (46.5%)	30

注:()内はクラブ実施市町村数(30年1,619、29年:1,619)に対する割合である。

(市町村数)

利用に係る優先的な取扱いの対象	平成 30 年		平成 29 年		増減		
ひとり親家庭	594	(36.7%)	[75.9%]	562	(34.7%)	[74.6%]	32
生活保護世帯	309	(19.1%)	[39.5%]	292	(18.0%)	[38.8%]	17
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	151	(9.3%)	[19.3%]	143	(8.8%)	[19.0%]	8
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	384	(23.7%)	[49.0%]	344	(21.2%)	[45.7%]	40
子どもが障害を有する場合	351	(21.7%)	[44.8%]	328	(20.3%)	[43.6%]	23
低学年の児童など、発達の程度観点から配慮が必要と考えられる児童	621	(38.4%)	[79.3%]	590	(36.4%)	[78.4%]	31
育児休業を終了した場合	119	(7.4%)	[15.2%]	111	(6.9%)	[14.7%]	8
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	218	(13.5%)	[27.8%]	211	(13.0%)	[28.0%]	7
その他市町村が定める事由	208	(12.8%)	[26.6%]	190	(11.7%)	[25.2%]	18

注:()内はクラブ実施市町村数(30年1,619、29年:1,619)に対する割合、[]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(30年:783、29年:753)に対する割合である。

35 市町村における利用料の減免等の状況

(市町村数)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
利用料の徴収を行っている	1,454 (89.8%)	1,418 (87.6%)	36
利用料の減免を行っている	1,243 [85.5%]	1,199 [84.6%]	44

注1:()内はクラブ実施市町村数(30年:1,619、29年:1,619)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っている市町村数(30年:1,454、29年:1,418)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 30 年		平成 29 年		増減
生活保護受給世帯	940 (58.1%)	[75.6%]	893 (55.2%)	[74.5%]	47
市町村民税非課税世帯	459 (28.4%)	[36.9%]	438 (27.1%)	[36.5%]	21
所得税非課税・市町村民税 課税世帯	122 (7.5%)	[9.8%]	122 (7.5%)	[10.2%]	0
就学援助受給世帯	315 (19.5%)	[25.3%]	301 (18.6%)	[25.1%]	14
ひとり親世帯	437 (27.0%)	[35.2%]	409 (25.3%)	[34.1%]	28
兄弟姉妹利用世帯	692 (42.7%)	[55.7%]	664 (41.0%)	[55.4%]	28
その他市町村が定める場合	487 (30.1%)	[39.2%]	465 (28.7%)	[38.8%]	22
その他クラブが定める場合	109 (6.7%)	[8.8%]	92 (5.7%)	[7.7%]	17

注:()内はクラブ実施市町村数(30年:1,619、29年:1,619)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数

(30年:1,243、29年:1,199)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 30 年		平成 29 年		増減
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	855 (52.8%)	[68.8%]	824 (50.9%)	[68.7%]	31
利用料の半額のみ徴収	621 (38.4%)	[50.0%]	600 (37.1%)	[50.0%]	21
所得に応じて複数段階で 減額	71 (4.4%)	[5.7%]	77 (4.8%)	[6.4%]	▲ 6
その他	697 (43.1%)	[56.1%]	648 (40.0%)	[54.0%]	49

注:()内はクラブ実施市町村数(30年:1,619、29年:1,619)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数

(30年:1,243、29年:1,199)に対する割合である。

(市町村数)

利用料の加算	平成 30 年	平成 29 年	増減
一定水準以上の所得のある 世帯等について、利用料の 加算を行っている	85 (5.3%)	63 (3.9%)	22

注:()内はクラブ実施市町村数(30年:1,619、29年:1,619)に対する割合である。

36 放課後児童クラブにおける利用料の徴収の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
利用料の徴収を行っている	22,416 (88.5%)	20,736 (84.4%)	1,680

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

注:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む

(か所)

利用料の月額	平成 30 年	平成 29 年	増減
2,000円未満	373 (1.7%)	537 (2.6%)	▲ 164
2,000～4,000円未満	3,915 (17.5%)	4,034 (19.5%)	▲ 119
4,000～6,000円未満	6,076 (27.1%)	5,832 (28.1%)	244
6,000～8,000円未満	4,738 (21.1%)	4,688 (22.6%)	50
8,000～10,000円未満	3,234 (14.4%)	2,676 (12.9%)	558
10,000～12,000円未満	1,661 (7.4%)	1,566 (7.6%)	95
12,000～14,000円未満	599 (2.7%)	514 (2.5%)	85
14,000～16,000円未満	369 (1.6%)	334 (1.6%)	35
16,000円以上	519 (2.3%)	555 (2.7%)	▲ 36
おやつ代等のみ徴収	932 (4.2%)	—	932
計	22,416 (100.0%)	20,736 (100.0%)	1,680

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(30年:22,416、29年:20,736)に対する割合である。

(か所)

平均月額実費徴収金	平成 30 年	平成 29 年	増減
実費徴収なし	10,208 (40.3%)	10,979 (44.7%)	▲ 771
500円未満	433 (1.7%)	424 (1.7%)	9
500～1,000円未満	1,325 (5.2%)	1,289 (5.2%)	36
1,000～1,500円未満	3,034 (12.0%)	2,759 (11.2%)	275
1,500～2,000円未満	3,866 (15.3%)	3,998 (16.3%)	▲ 132
2,000～2,500円未満	4,567 (18.0%)	3,539 (14.4%)	1,028
2,500～3,000円未満	783 (3.1%)	748 (3.0%)	35
3,000～3,500円未満	587 (2.3%)	471 (1.9%)	116
3,500円以上	525 (2.1%)	366 (1.5%)	159
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

37 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
利用料の減免を行っている	18,391 (82.0%)	17,016 (82.1%)	1,375

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(30年:22,416、29年:20,736)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 30 年			平成 29 年			増減
生活保護受給世帯	13,387	(52.9%)	[72.8%]	12,222	(49.7%)	[71.8%]	1,165
市町村民税非課税世帯	8,218	(32.4%)	[44.7%]	7,616	(31.0%)	[44.8%]	602
所得税非課税・市町村民税 課税世帯	2,163	(8.5%)	[11.8%]	1,997	(8.1%)	[11.7%]	166
就学援助受給世帯	5,054	(20.0%)	[27.5%]	4,700	(19.1%)	[27.6%]	354
ひとり親世帯	5,551	(21.9%)	[30.2%]	5,265	(21.4%)	[30.9%]	286
兄弟姉妹利用世帯	11,092	(43.8%)	[60.3%]	9,952	(40.5%)	[58.5%]	1,140
その他市町村が定める場合	7,662	(30.3%)	[41.7%]	6,929	(28.2%)	[40.7%]	733
その他クラブが定める場合	910	(3.6%)	[4.9%]	925	(3.8%)	[5.4%]	▲ 15

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合、

[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(30年:18,391、29年:17,016)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 30 年			平成 29 年			増減
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	11,692	(46.2%)	[63.6%]	10,888	(44.3%)	[64.0%]	804
利用料の半額のみ徴収	8,288	(32.7%)	[45.1%]	7,853	(32.0%)	[46.2%]	435
所得に応じて複数段階で 減額	1,195	(4.7%)	[6.5%]	1,170	(4.8%)	[6.9%]	25
その他	10,858	(42.9%)	[59.0%]	10,199	(41.5%)	[59.9%]	659

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合、

[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(30年:18,391、29年:17,016)に対する割合である。

(か所)

利用料の加算	平成 30 年	平成 29 年	増減
一定水準以上の所得のある 世帯等について、利用料の 加算を行っている	845 (3.3%)	724 (2.9%)	121

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

38 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
実施している	3,350 (29.2%)	3,155 (28.2%)	195
実施していない	8,136 (70.8%)	8,021 (71.8%)	115

注:()内は公立民営クラブ数(30年:11,486、29年:11,176)に対する割合である。

39 おやつ提供の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
おやつ提供有り	23,172 (91.5%)	22,386 (91.1%)	786
おやつ提供無し	2,156 (8.5%)	2,187 (8.9%)	▲ 31
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	平成 30 年	平成 29 年	増減
13:00以前	1 (0.0%)	2 (0.0%)	▲ 1
13:00～13:30	10 (0.0%)	7 (0.0%)	3
13:31～14:00	64 (0.3%)	39 (0.2%)	25
14:01～14:30	71 (0.3%)	47 (0.2%)	24
14:31～15:00	1,707 (7.4%)	1,740 (7.8%)	▲ 33
15:01～15:30	8,066 (34.8%)	7,621 (34.0%)	445
15:31～16:00	7,955 (34.3%)	7,712 (34.5%)	243
16:01～16:30	4,221 (18.2%)	4,242 (18.9%)	▲ 21
16:31～17:00	516 (2.2%)	465 (2.1%)	51
17:00以降	561 (2.4%)	511 (2.3%)	50
計	23,172 (100.0%)	22,386 (100.0%)	786

注:()内はおやつ提供有りのクラブ数(30年:23,172、29年:22,386)に対する割合である。

40 保護者との連携の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
子どもの出欠席等の把握	25,214 (99.5%)	24,447 (99.5%)	767
保護者からの相談への対応	25,253 (99.7%)	24,487 (99.7%)	766
保護者との連絡	25,202 (99.5%)	24,448 (99.5%)	754

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

41 育成支援の記録の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
育成支援の内容を記録している	21,882 (86.4%)	21,003 (85.5%)	879

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

42 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	25,104 (99.1%)	24,347 (99.1%)	757
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	23,427 (92.5%)	22,816 (92.8%)	611

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

43 運営規程の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
運営規程を定めている	24,047 (94.9%)	23,329 (94.9%)	718
運営規程を定めていない	1,281 (5.1%)	1,244 (5.1%)	37
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

(か所)

運営規程に定めている事項	平成 30 年		平成 29 年		増減
事業の目的及び運営の方針	23,985	(94.7%) [99.7%]	23,252	(94.6%) [99.7%]	733
職員の職種、員数及び職務の内容	23,333	(92.1%) [97.0%]	22,384	(91.1%) [95.9%]	949
開所している日及び時間	23,979	(94.7%) [99.7%]	23,222	(94.5%) [99.5%]	757
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	23,534	(92.9%) [97.9%]	22,931	(93.3%) [98.3%]	603
利用定員	21,782	(86.0%) [90.6%]	21,004	(85.5%) [90.0%]	778
通常の事業の実施地域	23,076	(91.1%) [96.0%]	22,250	(90.5%) [95.4%]	826
事業の利用に当たっての留意事項	23,188	(91.6%) [96.4%]	22,382	(91.1%) [95.9%]	806
緊急時等における対応方法	22,941	(90.6%) [95.4%]	22,129	(90.1%) [94.9%]	812
非常災害対策	22,548	(89.0%) [93.8%]	21,768	(88.6%) [93.3%]	780
虐待の防止のための措置に関する事項	21,070	(83.2%) [87.6%]	20,184	(82.1%) [86.5%]	886
その他事業の運営に関する重要事項	10,625	(41.9%) [44.2%]	9,982	(40.6%) [42.8%]	643

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合、[]内は運営規程を定めているクラブ数(30年:24,047、29年:23,329)に対する割合である。

44 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
帳簿を整備している	24,570 (97.0%)	23,875 (97.2%)	695

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

45 放課後児童支援員等を対象とした健康診断の実施状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
健康診断を実施している	22,009 (86.9%)	21,109 (85.9%)	900

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

46 労災保険等への加入状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
労災保険等への加入などを行っている	25,097 (99.1%)	23,470 (95.5%)	1,627

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

47 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	24,292 (95.9%)	23,665 (96.3%)	627
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	20,503 (80.9%)	20,065 (81.7%)	438

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

48 学校との連携状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
学校との情報交換を行っている	24,963 (98.6%)	24,235 (98.6%)	728
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	19,846 (78.4%)	19,090 (77.7%)	756

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

49 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	15,478 (61.1%)	14,440 (58.8%)	1,038

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

50 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	18,778 (74.1%)	17,987 (73.2%)	791
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	14,280 (56.4%)	13,784 (56.1%)	496
医療・保健・福祉等機関と連携している	17,005 (67.1%)	16,431 (66.9%)	574

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

51 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

		平成 30 年	平成 29 年	増減
衛生管理・感染症対応を行っている		23,304 (92.0%)	22,698 (92.4%)	606
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	24,677 (97.4%)	23,934 (97.4%)	743
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	22,752 (89.8%)	21,792 (88.7%)	960
	損害賠償保険に加入している	23,447 (92.6%)	22,481 (91.5%)	966
	傷害保険に加入している	24,838 (98.1%)	23,998 (97.7%)	840
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	22,555 (89.1%)	21,566 (87.8%)	989
	定期的な避難訓練を行っている	22,738 (89.8%)	21,702 (88.3%)	1,036
	緊急時の連絡体制を整備している	24,184 (95.5%)	23,417 (95.3%)	767
来所・帰宅時の安全確保を行っている		21,322 (84.2%)	20,708 (84.3%)	614

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

52 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	24,356 (96.2%)	23,515 (95.7%)	841

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

53 要望・苦情への対応状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	23,188 (91.6%)	22,544 (91.7%)	644
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	22,166 (87.5%)	21,486 (87.4%)	680

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

54 事業内容の向上を目指す職員集団の形成の状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
職員集団を形成している	23,265 (91.9%)	22,715 (92.4%)	550

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

55 研修受講機会の提供状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
資質向上のための研修を実施している	24,675 (97.4%)	23,944 (97.4%)	731
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	19,767 (78.0%)	19,181 (78.1%)	586
障害児受入のための研修を実施している	21,972 (86.7%)	21,214 (86.3%)	758

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	平成 30 年	平成 29 年	増減
1回未満	1,736 (6.9%)	1,670 (6.8%)	66
1回以上5回未満	13,507 (53.3%)	13,062 (53.2%)	445
5回以上10回未満	5,820 (23.0%)	5,502 (22.4%)	318
10回以上	4,265 (16.8%)	4,339 (17.7%)	▲74
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	平成 30 年	平成 29 年	増減
1日未満	1,757 (6.9%)	1,678 (6.8%)	79
1日以上5日未満	13,047 (51.5%)	12,714 (51.7%)	333
5日以上10日未満	5,832 (23.0%)	5,714 (23.3%)	118
10日以上	4,692 (18.5%)	4,467 (18.2%)	225
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

56 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
自己評価の実施有り	12,867 (50.8%)	12,462 (50.7%)	405
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	11,425 (45.1%)	10,830 (44.1%)	595

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

57 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	平成 30 年	平成 29 年	増減
第三者評価の実施有り	6,800 (26.8%)	6,230 (25.4%)	570

注:()内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	648	28,384
2	青森県	188	9,338
3	岩手県	294	12,077
4	宮城県	273	14,504
5	秋田県	195	9,571
6	山形県	316	14,501
7	福島県	247	12,726
8	茨城県	750	38,539
9	栃木県	470	18,747
10	群馬県	332	15,523
11	埼玉県	1,041	46,702
12	千葉県	851	37,876
13	東京都	1,695	99,682
14	神奈川県	445	21,161
15	新潟県	333	15,092
16	富山県	162	6,452
17	石川県	235	9,570
18	福井県	249	10,653
19	山梨県	267	11,314
20	長野県	334	21,072
21	岐阜県	303	13,635
22	静岡県	446	19,677
23	愛知県	730	39,900
24	三重県	386	15,509
25	滋賀県	277	13,666
26	京都府	265	13,555
27	大阪府	592	32,669
28	兵庫県	517	22,307
29	奈良県	212	11,772
30	和歌山県	132	5,776
31	鳥取県	113	4,981
32	島根県	165	5,724
33	岡山県	222	8,303
34	広島県	276	11,657
35	山口県	298	13,494
36	徳島県	174	7,834
37	香川県	162	6,495
38	愛媛県	208	8,574
39	高知県	81	3,078
40	福岡県	449	28,320
41	佐賀県	259	10,909
42	長崎県	215	9,042
43	熊本県	307	12,590
44	大分県	231	9,203
45	宮崎県	204	7,767
46	鹿児島県	362	13,904
47	沖縄県	366	14,721
	都道府県合計	17,277	818,546

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	254	19,357
49	仙台市	229	12,373
50	さいたま市	247	10,621
51	千葉市	172	10,051
52	横浜市	490	17,133
53	川崎市	132	9,649
54	相模原市	109	6,475
55	新潟市	158	10,188
56	静岡市	87	5,252
57	浜松市	134	6,029
58	名古屋市	227	8,011
59	京都市	187	14,112
60	大阪市	187	5,893
61	堺市	92	8,901
62	神戸市	218	14,288
63	岡山市	182	7,445
64	広島市	290	10,462
65	北九州市	134	12,347
66	福岡市	138	16,125
67	熊本市	144	5,036
	指定都市合計	3,811	209,748

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	58	2,265
69	旭川市	88	2,997
70	青森市	55	2,835
71	八戸市	49	1,932
72	盛岡市	57	2,477
73	秋田市	43	1,592
74	福島市	78	2,977
75	郡山市	54	2,566
76	いわき市	65	2,797
77	宇都宮市	159	5,583
78	前橋市	71	3,904
79	高崎市	98	4,166
80	川越市	65	2,731
81	川口市	128	5,163
82	越谷市	49	2,861
83	船橋市	97	5,293
84	柏市	58	3,239
85	八王子市	126	6,123
86	横須賀市	67	1,942
87	富山市	110	7,525
88	金沢市	95	5,050
89	長野市	90	6,452
90	岐阜市	46	3,056
91	豊橋市	86	3,480
92	岡崎市	44	2,825
93	豊田市	66	3,565
94	大津市	50	3,375
95	豊中市	41	3,975
96	高槻市	68	3,029
97	枚方市	116	4,677
98	八尾市	74	3,455
99	東大阪市	60	3,911
100	姫路市	110	4,460
101	尼崎市	69	2,791
102	西宮市	70	3,540
103	明石市	29	3,047
104	奈良市	48	3,476
105	和歌山市	105	3,572
106	鳥取市	62	2,682
107	松江市	65	2,774
108	倉敷市	134	4,966
109	福山市	74	5,093
110	呉市	56	2,832
111	下関市	41	2,243
112	高松市	115	4,453
113	松山市	114	5,568
114	高知市	92	4,127
115	久留米市	96	4,340
116	長崎市	94	5,656
117	佐世保市	68	2,499
118	大分市	62	4,779
119	宮崎市	50	3,642
120	鹿児島市	189	7,111
121	那覇市	86	4,603
	中核市合計	4,240	206,072
	総合計	25,328	1,234,366

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	30年度	29年度	増減
1	北海道	648	640	8
2	青森県	188	205	△ 17
3	岩手県	294	290	4
4	宮城県	273	271	2
5	秋田県	195	193	2
6	山形県	316	308	8
7	福島県	247	242	5
8	茨城県	750	775	△ 25
9	栃木県	470	461	9
10	群馬県	332	323	9
11	埼玉県	1,041	1,003	38
12	千葉県	851	821	30
13	東京都	1,695	1,663	32
14	神奈川県	445	426	19
15	新潟県	333	338	△ 5
16	富山県	162	160	2
17	石川県	235	226	9
18	福井県	249	247	2
19	山梨県	267	256	11
20	長野県	334	328	6
21	岐阜県	303	311	△ 8
22	静岡県	446	426	20
23	愛知県	730	733	△ 3
24	三重県	386	377	9
25	滋賀県	277	265	12
26	京都府	265	262	3
27	大阪府	592	585	7
28	兵庫県	517	491	26
29	奈良県	212	203	9
30	和歌山県	132	129	3
31	鳥取県	113	108	5
32	島根県	165	154	11
33	岡山県	222	218	4
34	広島県	276	269	7
35	山口県	298	290	8
36	徳島県	174	168	6
37	香川県	162	156	6
38	愛媛県	208	200	8
39	高知県	81	78	3
40	福岡県	449	459	△ 10
41	佐賀県	259	248	11
42	長崎県	215	205	10
43	熊本県	307	294	13
44	大分県	231	223	8
45	宮崎県	204	198	6
46	鹿児島県	362	345	17
47	沖縄県	366	322	44
都道府県合計		17,277	16,893	384

※平成30年度から「福島県、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市」が中核市となったため、平成29年度公表データ「福島県、埼玉県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県」から当該中核市のクラブ数（福島市74、川口市126、八尾市64、明石市29、鳥取市56、松江市64）を減算している。

No.	指定都市名	30年度	29年度	増減
48	札幌市	254	253	1
49	仙台市	229	207	22
50	さいたま市	247	234	13
51	千葉市	172	163	9
52	横浜市	490	439	51
53	川崎市	132	130	2
54	相模原市	109	102	7
55	新潟市	158	154	4
56	静岡市	87	124	△ 37
57	浜松市	134	132	2
58	名古屋市	227	219	8
59	京都市	187	181	6
60	大阪市	187	167	20
61	堺市	92	94	△ 2
62	神戸市	218	208	10
63	岡山市	182	169	13
64	広島市	290	257	33
65	北九州市	134	134	0
66	福岡市	138	138	0
67	熊本市	144	140	4
指定都市合計		3,811	3,645	166

No.	中核市名	30年度	29年度	増減
68	函館市	58	56	2
69	旭川市	88	78	10
70	青森市	55	54	1
71	八戸市	49	48	1
72	盛岡市	57	52	5
73	秋田市	43	41	2
74	福島市	78	74	4
75	郡山市	54	50	4
76	いわき市	65	60	5
77	宇都宮市	159	150	9
78	前橋市	71	64	7
79	高崎市	98	93	5
80	川越市	65	56	9
81	川口市	128	126	2
82	越谷市	49	48	1
83	船橋市	97	89	8
84	柏市	58	55	3
85	八王子市	126	122	4
86	横須賀市	67	62	5
87	富山市	110	101	9
88	金沢市	95	95	0
89	長野市	90	93	△ 3
90	岐阜市	46	46	0
91	豊橋市	86	85	1
92	岡崎市	44	42	2
93	豊田市	66	66	0
94	大津市	50	46	4
95	豊中市	41	41	0
96	高槻市	68	65	3
97	枚方市	116	114	2
98	八尾市	74	64	10
99	東大阪市	60	56	4
100	姫路市	110	107	3
101	尼崎市	69	68	1
102	西宮市	70	68	2
103	明石市	29	29	0
104	奈良市	48	48	0
105	和歌山市	105	98	7
106	鳥取市	62	56	6
107	松江市	65	64	1
108	倉敷市	134	131	3
109	福山市	74	74	0
110	呉市	56	53	3
111	下関市	41	41	0
112	高松市	115	108	7
113	松山市	114	109	5
114	高知市	92	88	4
115	久留米市	96	91	5
116	長崎市	94	92	2
117	佐世保市	68	62	6
118	大分市	62	59	3
119	宮崎市	50	51	△ 1
120	鹿児島市	189	165	24
121	那覇市	86	81	5
中核市合計		4,240	4,035	205
総合計		25,328	24,573	755

平成30年5月1日 厚生労働省調査

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	30年度	29年度	増減
1	北海道	28,384	27,721	663
2	青森県	9,338	9,979	△ 641
3	岩手県	12,077	11,761	316
4	宮城県	14,504	13,679	825
5	秋田県	9,571	9,151	420
6	山形県	14,501	13,666	835
7	福島県	12,726	11,952	774
8	茨城県	38,539	35,562	2,977
9	栃木県	18,747	17,907	840
10	群馬県	15,523	15,161	362
11	埼玉県	46,702	44,688	2,014
12	千葉県	37,876	35,531	2,345
13	東京都	99,682	94,905	4,777
14	神奈川県	21,161	19,955	1,206
15	新潟県	15,092	14,557	535
16	富山県	6,452	6,363	89
17	石川県	9,570	8,884	686
18	福井県	10,653	10,308	345
19	山梨県	11,314	11,265	49
20	長野県	21,072	19,672	1,400
21	岐阜県	13,635	13,928	△ 293
22	静岡県	19,677	18,216	1,461
23	愛知県	39,900	37,701	2,199
24	三重県	15,509	14,203	1,306
25	滋賀県	13,666	12,916	750
26	京都府	13,555	12,963	592
27	大阪府	32,669	31,312	1,357
28	兵庫県	22,307	20,761	1,546
29	奈良県	11,772	11,198	574
30	和歌山県	5,776	5,317	459
31	鳥取県	4,981	4,770	211
32	島根県	5,724	5,420	304
33	岡山県	8,303	7,812	491
34	広島県	11,657	10,575	1,082
35	山口県	13,494	12,940	554
36	徳島県	7,834	7,360	474
37	香川県	6,495	6,020	475
38	愛媛県	8,574	8,213	361
39	高知県	3,078	2,909	169
40	福岡県	28,320	27,459	861
41	佐賀県	10,909	10,302	607
42	長崎県	9,042	8,527	515
43	熊本県	12,590	12,065	525
44	大分県	9,203	8,886	317
45	宮崎県	7,767	7,311	456
46	鹿児島県	13,904	12,841	1,063
47	沖縄県	14,721	13,173	1,548
都道府県合計		818,546	777,765	40,781

※平成30年度から「福島県、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市」が中核市となったため、平成29年度公表データ「福島県、埼玉県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県」から当該中核市の登録児童数（福島市2,853、川口市5,235、八尾市3,273、明石市2,864、鳥取市2,428、松江市2,735）を減算している。

No.	指定都市名	30年度	29年度	増減
48	札幌市	19,357	18,301	1,056
49	仙台市	12,373	11,403	970
50	さいたま市	10,621	10,198	423
51	千葉市	10,051	9,675	376
52	横浜市	17,133	15,913	1,220
53	川崎市	9,649	8,842	807
54	相模原市	6,475	6,100	375
55	新潟市	10,188	9,616	572
56	静岡市	5,252	4,735	517
57	浜松市	6,029	5,840	189
58	名古屋市	8,011	7,458	553
59	京都市	14,112	13,366	746
60	大阪市	5,893	5,080	813
61	堺市	8,901	8,633	268
62	神戸市	14,288	13,419	869
63	岡山市	7,445	7,050	395
64	広島市	10,462	9,451	1,011
65	北九州市	12,347	11,489	858
66	福岡市	16,125	15,450	675
67	熊本市	5,036	5,042	△ 6
指定都市合計		209,748	197,061	12,687

No.	中核市名	30年度	29年度	増減
68	函館市	2,265	2,145	120
69	旭川市	2,997	2,777	220
70	青森市	2,835	2,637	198
71	八戸市	1,932	1,829	103
72	盛岡市	2,477	2,419	58
73	秋田市	1,592	1,491	101
74	福島市	2,977	2,853	124
75	郡山市	2,566	2,360	206
76	いわき市	2,797	2,610	187
77	宇都宮市	5,583	5,146	437
78	前橋市	3,904	3,515	389
79	高崎市	4,166	4,027	139
80	川越市	2,731	2,620	111
81	川口市	5,163	5,235	△ 72
82	越谷市	2,861	2,773	88
83	船橋市	5,293	4,911	382
84	柏市	3,239	3,084	155
85	八王子市	6,123	5,964	159
86	横須賀市	1,942	1,834	108
87	富山市	7,525	7,237	288
88	金沢市	5,050	4,898	152
89	長野市	6,452	6,666	△ 214
90	岐阜市	3,056	2,700	356
91	豊橋市	3,480	3,164	316
92	岡崎市	2,825	2,646	179
93	豊田市	3,565	3,500	65
94	大津市	3,375	3,200	175
95	豊中市	3,975	3,708	267
96	高槻市	3,029	3,051	△ 22
97	枚方市	4,677	4,415	262
98	八尾市	3,455	3,273	182
99	東大阪市	3,911	3,795	116
100	姫路市	4,460	4,395	65
101	尼崎市	2,791	2,696	95
102	西宮市	3,540	3,356	184
103	明石市	3,047	2,864	183
104	奈良市	3,476	3,386	90
105	和歌山市	3,572	3,282	290
106	鳥取市	2,682	2,428	254
107	松江市	2,774	2,735	39
108	倉敷市	4,966	4,836	130
109	福山市	5,093	4,914	179
110	呉市	2,832	2,705	127
111	下関市	2,243	2,220	23
112	高松市	4,453	4,137	316
113	松山市	5,568	5,214	354
114	高知市	4,127	4,071	56
115	久留米市	4,340	4,156	184
116	長崎市	5,656	5,369	287
117	佐世保市	2,499	2,395	104
118	大分市	4,779	4,485	294
119	宮崎市	3,642	3,493	149
120	鹿児島市	7,111	6,439	672
121	那覇市	4,603	4,277	326
中核市合計		206,072	196,336	9,736
総合計		1,234,366	1,171,162	63,204

平成30年5月1日 厚生労働省調査

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

(単位：人)

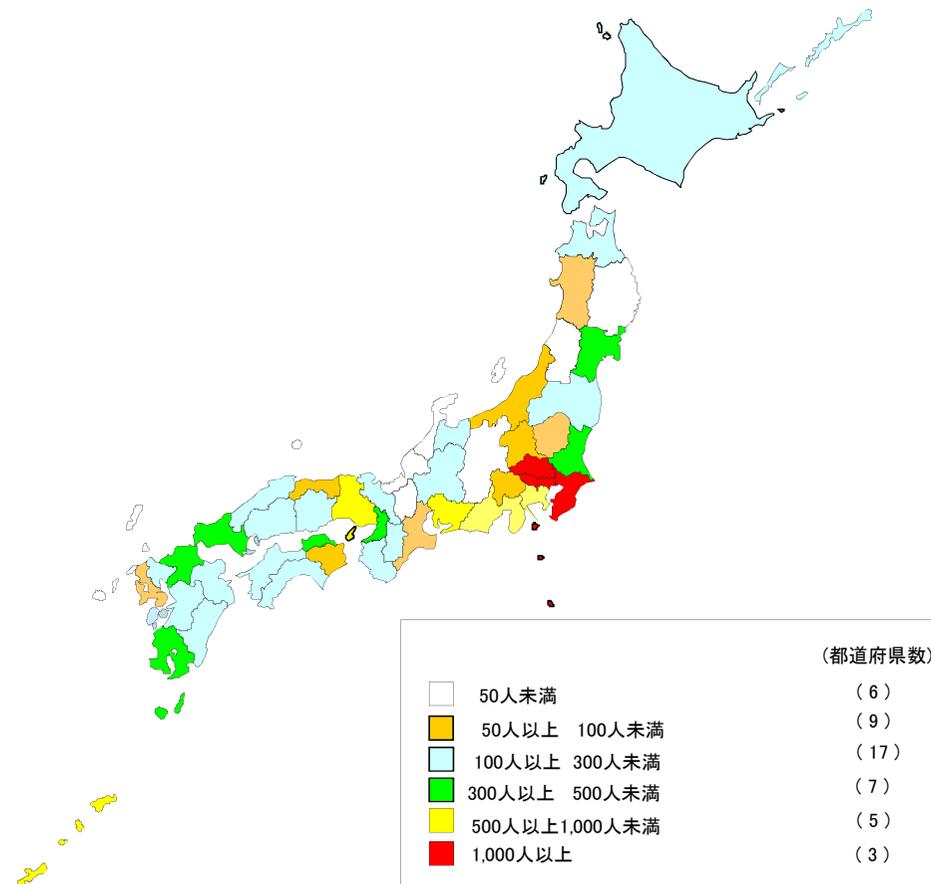
No.	都道府県名	30年度	29年度	増減
1	北海道	127	144	△ 17
2	青森県	106	20	86
3	岩手県	6	59	△ 53
4	宮城県	352	268	84
5	秋田県	68	172	△ 104
6	山形県	40	28	12
7	福島県	143	216	△ 73
8	茨城県	395	343	52
9	栃木県	56	33	23
10	群馬県	10	6	4
11	埼玉県	1,033	959	74
12	千葉県	763	692	71
13	東京都	3,651	3,317	334
14	神奈川県	556	400	156
15	新潟県	78	90	△ 12
16	富山県	37	60	△ 23
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	22	△ 22
19	山梨県	99	50	49
20	長野県	17	10	7
21	岐阜県	111	161	△ 50
22	静岡県	287	322	△ 35
23	愛知県	590	684	△ 94
24	三重県	74	43	31
25	滋賀県	19	37	△ 18
26	京都府	160	51	109
27	大阪府	264	243	21
28	兵庫県	261	358	△ 97
29	奈良県	120	90	30
30	和歌山県	124	97	27
31	鳥取県	67	52	15
32	島根県	102	65	37
33	岡山県	17	65	△ 48
34	広島県	123	176	△ 53
35	山口県	366	407	△ 41
36	徳島県	81	84	△ 3
37	香川県	19	39	△ 20
38	愛媛県	135	52	83
39	高知県	63	6	57
40	福岡県	432	443	△ 11
41	佐賀県	264	235	29
42	長崎県	34	22	12
43	熊本県	225	208	17
44	大分県	56	39	17
45	宮崎県	171	108	63
46	鹿児島県	256	203	53
47	沖縄県	666	806	△ 140
都道府県合計		12,624	11,985	639

No.	指定都市名	30年度	29年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	10	27	△ 17
50	さいたま市	375	483	△ 108
51	千葉市	595	287	308
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	78	135	△ 57
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	173	315	△ 142
57	浜松市	355	392	△ 37
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	52	62	△ 10
64	広島市	25	202	△ 177
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		1,663	1,903	△ 240

No.	中核市名	30年度	29年度	増減
68	函館市	3	10	△ 7
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	0	0
72	盛岡市	6	21	△ 15
73	秋田市	11	5	6
74	福島市	89	64	25
75	郡山市	0	5	△ 5
76	いわき市	4	0	4
77	宇都宮市	0	0	0
78	前橋市	56	53	3
79	高崎市	0	0	0
80	川越市	0	0	0
81	川口市	0	0	0
82	越谷市	249	249	0
83	船橋市	192	141	51
84	柏市	52	57	△ 5
85	八王子市	170	283	△ 113
86	横須賀市	20	49	△ 29
87	富山市	75	63	12
88	金沢市	19	39	△ 20
89	長野市	0	0	0
90	岐阜市	4	3	1
91	豊橋市	53	0	53
92	岡崎市	124	242	△ 118
93	豊田市	0	0	0
94	大津市	0	0	0
95	豊中市	0	0	0
96	高槻市	37	45	△ 8
97	枚方市	5	1	4
98	八尾市	0	0	0
99	東大阪市	162	120	42
100	姫路市	164	177	△ 13
101	尼崎市	403	355	48
102	西宮市	15	0	15
103	明石市	0	7	△ 7
104	奈良市	0	0	0
105	和歌山市	0	19	△ 19
106	鳥取市	0	0	0
107	松江市	13	16	△ 3
108	倉敷市	72	31	41
109	福山市	0	0	0
110	呉市	0	0	0
111	下関市	64	73	△ 9
112	高松市	286	269	17
113	松山市	126	150	△ 24
114	高知市	69	90	△ 21
115	久留米市	0	0	0
116	長崎市	0	0	0
117	佐世保市	19	20	△ 1
118	大分市	61	103	△ 42
119	宮崎市	94	251	△ 157
120	鹿児島市	181	229	△ 48
121	那覇市	94	42	52
中核市合計		2,992	3,282	△ 290
総合計		17,279	17,170	109

※平成30年度から「福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市」が中核市となったため、平成29年度公表データ「福島県、埼玉県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県」から当該中核市の待機児童数（福島市64、川口市0、八尾市0、明石市7、鳥取市0、松江市16）を減算している。

平成30年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数
	人
北海道	130
青森県	106
岩手県	12
宮城県	362
秋田県	79
山形県	40
福島県	236
茨城県	395
栃木県	56
群馬県	66
埼玉県	1,657
千葉県	1,602
東京都	3,821
神奈川県	654
新潟県	78
富山県	112
石川県	19
福井県	0
山梨県	99
長野県	17
岐阜県	115
静岡県	815
愛知県	767
三重県	74
滋賀県	19
京都府	160
大阪府	468
兵庫県	843
奈良県	120
和歌山県	124
鳥取県	67
島根県	115
岡山県	141
広島県	148
山口県	430
徳島県	81
香川県	305
愛媛県	261
高知県	132
福岡県	432
佐賀県	264
長崎県	53
熊本県	225
大分県	117
宮崎県	265
鹿児島県	437
沖縄県	760
計	17,279

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

(単位：か所)

No.	都道府県名	30年度	29年度	増減
1	北海道	12	15	△ 3
2	青森県	4	3	1
3	岩手県	3	7	△ 4
4	宮城県	11	12	△ 1
5	秋田県	3	4	△ 1
6	山形県	5	3	2
7	福島県	9	9	0
8	茨城県	12	11	1
9	栃木県	8	7	1
10	群馬県	1	1	0
11	埼玉県	25	19	6
12	千葉県	21	20	1
13	東京都	36	38	△ 2
14	神奈川県	12	14	△ 2
15	新潟県	3	1	2
16	富山県	1	2	△ 1
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	2	△ 2
19	山梨県	5	6	△ 1
20	長野県	4	3	1
21	岐阜県	8	11	△ 3
22	静岡県	12	16	△ 4
23	愛知県	18	19	△ 1
24	三重県	7	6	1
25	滋賀県	1	4	△ 3
26	京都府	5	4	1
27	大阪府	10	10	0
28	兵庫県	13	11	2
29	奈良県	8	6	2
30	和歌山県	7	5	2
31	鳥取県	2	4	△ 2
32	島根県	5	4	1
33	岡山県	5	6	△ 1
34	広島県	4	6	△ 2
35	山口県	6	7	△ 1
36	徳島県	6	6	0
37	香川県	3	1	2
38	愛媛県	9	4	5
39	高知県	8	2	6
40	福岡県	21	18	3
41	佐賀県	9	6	3
42	長崎県	3	3	0
43	熊本県	14	9	5
44	大分県	5	5	0
45	宮崎県	11	7	4
46	鹿児島県	10	10	0
47	沖縄県	18	19	△ 1
都道府県合計		403	386	17

※平成30年度から「福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市」が中核市となったため、平成29年度公表データ「福島県、埼玉県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県」から当該中核市の数（福島市1、川口市0、八尾市0、明石市1、鳥取市0、松江市1）を減算している。

No.	指定都市名	30年度	29年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	1	1	0
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		8	8	0

No.	中核市名	30年度	29年度	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	0	0
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	福島市	1	1	0
75	郡山市	0	1	△ 1
76	いわき市	1	0	1
77	宇都宮市	0	0	0
78	前橋市	1	1	0
79	高崎市	0	0	0
80	川越市	0	0	0
81	川口市	0	0	0
82	越谷市	1	1	0
83	船橋市	1	1	0
84	柏市	1	1	0
85	八王子市	1	1	0
86	横須賀市	1	1	0
87	富山市	1	1	0
88	金沢市	1	1	0
89	長野市	0	0	0
90	岐阜市	1	1	0
91	豊橋市	1	0	1
92	岡崎市	1	1	0
93	豊田市	0	0	0
94	大津市	0	0	0
95	豊中市	0	0	0
96	高槻市	1	1	0
97	枚方市	1	1	0
98	八尾市	0	0	0
99	東大阪市	1	1	0
100	姫路市	1	1	0
101	尼崎市	1	1	0
102	西宮市	1	0	1
103	明石市	0	1	△ 1
104	奈良市	0	0	0
105	和歌山市	0	1	△ 1
106	鳥取市	0	0	0
107	松江市	1	1	0
108	倉敷市	1	1	0
109	福山市	0	0	0
110	呉市	0	0	0
111	下関市	1	1	0
112	高松市	1	1	0
113	松山市	1	1	0
114	高知市	1	1	0
115	久留米市	0	0	0
116	長崎市	0	0	0
117	佐世保市	1	1	0
118	大分市	1	1	0
119	宮崎市	1	1	0
120	鹿児島市	1	1	0
121	那覇市	1	1	0
中核市合計		33	33	0
総合計		444	427	17

平成30年5月1日 厚生労働省調査

利用できなかった児童（待機児童）が50人以上いる市町村

（単位：人）

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	千葉県	千葉市	595
2	兵庫県	尼崎市	403
3	埼玉県	さいたま市	375
4	静岡県	浜松市	355
5	東京都	練馬区	316
6	香川県	高松市	286
7	東京都	足立区	285
8	東京都	杉並区	255
9	埼玉県	越谷市	249
10	東京都	大田区	231
11	東京都	葛飾区	218
12	東京都	立川市	213
13	東京都	墨田区	211
14	千葉県	船橋市	192
15	東京都	中央区	190
16	埼玉県	所沢市	188
17	鹿児島県	鹿児島市	181
18	静岡県	静岡市	173
19	山口県	山口市	171
20	東京都	八王子市	170
21	兵庫県	姫路市	164
22	東京都	あきる野市	162
23	大阪府	東大阪市	162
24	千葉県	八千代市	147
25	東京都	清瀬市	147
26	東京都	港区	137
27	大阪府	岸和田市	133
28	埼玉県	朝霞市	129
29	東京都	北区	129
30	愛媛県	松山市	126
31	愛知県	岡崎市	124
32	東京都	調布市	123
33	京都府	木津川市	118
34	千葉県	市川市	113
35	佐賀県	佐賀市	112
36	福岡県	粕屋町	108
37	沖縄県	沖縄市	107
38	茨城県	水戸市	106
39	東京都	東大和市	104
40	神奈川県	茅ヶ崎市	104
41	沖縄県	宜野湾市	99
42	神奈川県	伊勢原市	98
43	東京都	狛江市	97
44	宮城県	石巻市	95
45	東京都	青梅市	95
46	宮崎県	宮崎市	94
47	沖縄県	那覇市	94
48	埼玉県	行田市	92
49	千葉県	印西市	92
50	埼玉県	入間市	91
51	愛知県	豊川市	91
52	東京都	稲城市	90

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
53	福島県	福島市	89
54	千葉県	市原市	88
55	鹿児島県	出水市	86
56	埼玉県	狭山市	85
57	東京都	中野区	85
58	茨城県	つくば市	84
59	千葉県	成田市	82
60	山口県	岩国市	82
61	埼玉県	和光市	81
62	埼玉県	加須市	79
63	愛知県	春日井市	79
64	神奈川県	相模原市	78
65	宮城県	登米市	75
66	富山県	富山市	75
67	東京都	江東区	74
68	沖縄県	うるま市	74
69	東京都	多摩市	73
70	神奈川県	鎌倉市	73
71	岡山県	倉敷市	72
72	神奈川県	藤沢市	71
73	神奈川県	座間市	69
74	山口県	防府市	69
75	高知県	高知市	69
76	兵庫県	宝塚市	68
77	熊本県	菊陽町	66
78	島根県	出雲市	65
79	茨城県	笠間市	64
80	愛知県	一宮市	64
81	山口県	下関市	64
82	大分県	大分市	61
83	愛知県	長久手市	60
84	青森県	黒石市	58
85	千葉県	習志野市	58
86	東京都	台東区	57
87	神奈川県	厚木市	57
88	群馬県	前橋市	56
89	鳥取県	米子市	56
90	大阪府	大阪狭山市	55
91	愛知県	幸田町	54
92	静岡県	御殿場市	53
93	愛知県	豊橋市	53
94	秋田県	大仙市	52
95	茨城県	坂東市	52
96	千葉県	柏市	52
97	東京都	東村山市	52
98	静岡県	沼津市	52
99	和歌山県	海南市	52
100	岡山県	岡山市	52
101	福岡県	大牟田市	51
102	熊本県	八代市	51
103	鹿児島県	姶良市	50
104	沖縄県	嘉手納町	50

（※）本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。

- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
- ・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
- ・産休、育児明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
- ・保護者が育児休業中の場合については、本調査の待機児童数に含めないことができる。
- ・児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自治体が定めている。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	2,684	552	20.6%
2	青森県	693	315	45.5%
3	岩手県	1,413	596	42.2%
4	宮城県	1,485	299	20.1%
5	秋田県	1,005	173	17.2%
6	山形県	1,476	799	54.1%
7	福島県	1,081	297	27.5%
8	茨城県	4,341	720	16.6%
9	栃木県	2,387	915	38.3%
10	群馬県	1,800	612	34.0%
11	埼玉県	5,528	1,522	27.5%
12	千葉県	4,714	1,078	22.9%
13	東京都	14,659	4,042	27.6%
14	神奈川県	2,634	463	17.6%
15	新潟県	1,550	340	21.9%
16	富山県	1,104	162	14.7%
17	石川県	971	316	32.5%
18	福井県	1,308	233	17.8%
19	山梨県	799	347	43.4%
20	長野県	1,603	390	24.3%
21	岐阜県	1,717	330	19.2%
22	静岡県	2,111	659	31.2%
23	愛知県	4,723	578	12.2%
24	三重県	2,542	718	28.2%
25	滋賀県	1,848	546	29.5%
26	京都府	1,391	218	15.7%
27	大阪府	2,760	242	8.8%
28	兵庫県	2,456	227	9.2%
29	奈良県	1,243	257	20.7%
30	和歌山県	748	260	34.8%
31	鳥取県	539	74	13.7%
32	島根県	1,024	290	28.3%
33	岡山県	1,422	407	28.6%
34	広島県	1,142	217	19.0%
35	山口県	1,650	183	11.1%
36	徳島県	935	423	45.2%
37	香川県	634	157	24.8%
38	愛媛県	1,029	105	10.2%
39	高知県	477	191	40.0%
40	福岡県	2,801	840	30.0%
41	佐賀県	999	149	14.9%
42	長崎県	1,086	362	33.3%
43	熊本県	1,464	500	34.2%
44	大分県	1,361	437	32.1%
45	宮崎県	809	326	40.3%
46	鹿児島県	1,630	564	34.6%
47	沖縄県	1,856	957	51.6%
都道府県合計		95,632	24,388	25.5%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	1,286	617	48.0%
49	仙台市	1,197	579	48.4%
50	さいたま市	1,441	487	33.8%
51	千葉市	923	486	52.7%
52	横浜市	4,892	1,046	21.4%
53	川崎市	1,530	300	19.6%
54	相模原市	1,295	88	6.8%
55	新潟市	1,084	602	55.5%
56	静岡市	471	15	3.2%
57	浜松市	889	71	8.0%
58	名古屋市	1,730	337	19.5%
59	京都市	796	458	57.5%
60	大阪市	891	351	39.4%
61	堺市	1,221	48	3.9%
62	神戸市	2,017	456	22.6%
63	岡山市	1,041	113	10.9%
64	広島市	1,066	55	5.2%
65	北九州市	1,674	243	14.5%
66	福岡市	664	0	0.0%
67	熊本市	595	22	3.7%
指定都市合計		26,703	6,374	23.9%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	338	118	34.9%
69	旭川市	203	22	10.8%
70	青森市	213	212	99.5%
71	八戸市	205	126	61.5%
72	盛岡市	329	118	35.9%
73	秋田市	262	124	47.3%
74	福島市	428	216	50.5%
75	郡山市	254	2	0.8%
76	いわき市	347	190	54.8%
77	宇都宮市	339	339	100.0%
78	前橋市	510	176	34.5%
79	高崎市	485	171	35.3%
80	川越市	208	182	87.5%
81	川口市	386	44	11.4%
82	越谷市	230	30	13.0%
83	船橋市	468	0	0.0%
84	柏市	320	113	35.3%
85	八王子市	446	156	35.0%
86	横須賀市	406	98	24.1%
87	富山市	679	142	20.9%
88	金沢市	488	190	38.9%
89	長野市	896	0	0.0%
90	岐阜市	281	0	0.0%
91	豊橋市	403	49	12.2%
92	岡崎市	306	13	4.2%
93	豊田市	300	39	13.0%
94	大津市	373	14	3.8%
95	豊中市	235	72	30.6%
96	高槻市	322	8	2.5%
97	枚方市	237	162	68.4%
98	八尾市	243	1	0.4%
99	東大阪市	476	184	38.7%
100	姫路市	479	0	0.0%
101	尼崎市	261	28	10.7%
102	西宮市	268	164	61.2%
103	明石市	206	78	37.9%
104	奈良市	493	17	3.4%
105	和歌山市	477	8	1.7%
106	鳥取市	363	161	44.4%
107	松江市	477	211	44.2%
108	倉敷市	752	371	49.3%
109	福山市	281	0	0.0%
110	呉市	246	74	30.1%
111	下関市	180	1	0.6%
112	高松市	415	43	10.4%
113	松山市	827	18	2.2%
114	高知市	302	3	1.0%
115	久留米市	308	100	32.5%
116	長崎市	784	238	30.4%
117	佐世保市	309	177	57.3%
118	大分市	478	136	28.5%
119	宮崎市	246	24	9.8%
120	鹿児島市	1,071	63	5.9%
121	那覇市	495	232	46.9%
中核市合計		21,334	5,458	25.6%
総合計		143,669	36,220	25.2%

学校の余剰教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

(単位：か所)

No.	都道府県名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	178	40	218	33.6%
2	青森県	61	17	78	41.5%
3	岩手県	48	67	115	39.1%
4	宮城県	64	52	116	42.5%
5	秋田県	72	16	88	45.1%
6	山形県	80	28	108	34.2%
7	福島県	79	29	108	43.7%
8	茨城県	282	182	464	61.9%
9	栃木県	96	87	183	38.9%
10	群馬県	51	56	107	32.2%
11	埼玉県	270	348	618	59.4%
12	千葉県	383	244	627	73.7%
13	東京都	511	389	900	53.1%
14	神奈川県	144	52	196	44.0%
15	新潟県	115	50	165	49.5%
16	富山県	60	29	89	54.9%
17	石川県	52	38	90	38.3%
18	福井県	69	9	78	31.3%
19	山梨県	41	38	79	29.6%
20	長野県	74	60	134	40.1%
21	岐阜県	159	68	227	74.9%
22	静岡県	148	131	279	62.6%
23	愛知県	191	155	346	47.4%
24	三重県	33	91	124	32.1%
25	滋賀県	59	74	133	48.0%
26	京都府	89	97	186	70.2%
27	大阪府	348	204	552	93.2%
28	兵庫県	198	158	356	68.9%
29	奈良県	63	68	131	61.8%
30	和歌山県	55	26	81	61.4%
31	鳥取県	26	15	41	36.3%
32	島根県	37	29	66	40.0%
33	岡山県	72	43	115	51.8%
34	広島県	77	83	160	58.0%
35	山口県	98	91	189	63.4%
36	徳島県	27	40	67	38.5%
37	香川県	45	51	96	59.3%
38	愛媛県	75	53	128	61.5%
39	高知県	24	29	53	65.4%
40	福岡県	101	222	323	71.9%
41	佐賀県	105	102	207	79.9%
42	長崎県	7	21	28	13.0%
43	熊本県	35	83	118	38.4%
44	大分県	48	56	104	45.0%
45	宮崎県	51	11	62	30.4%
46	鹿児島県	33	24	57	15.7%
47	沖縄県	6	23	29	7.9%
都道府県合計	4,940	3,879	8,819	51.0%	

No.	指定都市名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	38.2%
49	仙台市	60	2	62	27.1%
50	さいたま市	31	31	62	25.1%
51	千葉市	73	56	129	75.0%
52	横浜市	237	14	251	51.2%
53	川崎市	0	113	113	85.6%
54	相模原市	17	23	40	36.7%
55	新潟市	33	60	93	58.9%
56	静岡市	36	27	63	72.4%
57	浜松市	36	72	108	80.6%
58	名古屋	47	0	47	20.7%
59	京都市	26	7	33	17.6%
60	大阪市	83	0	83	44.4%
61	堺市	70	19	89	96.7%
62	神戸市	48	5	53	24.3%
63	岡山市	45	116	161	88.5%
64	広島市	60	65	125	43.1%
65	北九州市	15	75	90	67.2%
66	福岡市	25	109	134	97.1%
67	熊本市	30	88	118	81.9%
指定都市合計	1,069	882	1,951	51.2%	

No.	中核市名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	17	1	18	31.0%
69	旭川市	30	23	53	60.2%
70	青森市	31	1	32	58.2%
71	八戸市	11	1	12	24.5%
72	盛岡市	4	2	6	10.5%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	福島市	2	10	12	15.4%
75	郡山市	31	19	50	92.6%
76	いわき市	17	24	41	63.1%
77	宇都宮市	62	82	144	90.6%
78	前橋市	7	23	30	42.3%
79	高崎市	10	58	68	69.4%
80	川越市	47	17	64	98.5%
81	川口市	83	43	126	98.4%
82	越谷市	10	33	43	87.8%
83	船橋市	37	47	84	86.6%
84	柏市	12	42	54	93.1%
85	八王子市	36	42	78	61.9%
86	横須賀市	25	0	25	37.3%
87	富山市	23	27	50	45.5%
88	金沢市	13	4	17	17.9%
89	長野市	49	0	49	54.4%
90	岐阜市	40	0	40	87.0%
91	豊橋市	16	16	32	37.2%
92	岡崎市	2	3	5	11.4%
93	豊田市	30	35	65	98.5%
94	大津市	8	13	21	42.0%
95	豊中市	37	4	41	100.0%
96	高槻市	28	34	62	91.2%
97	枚方市	30	75	105	90.5%
98	八尾市	46	19	65	87.8%
99	東大阪市	25	25	50	83.3%
100	姫路市	8	71	79	71.8%
101	尼崎市	8	43	51	73.9%
102	西宮市	7	58	65	92.9%
103	明石市	10	17	27	93.1%
104	奈良市	8	36	44	91.7%
105	和歌山市	72	17	89	84.8%
106	鳥取市	31	13	44	71.0%
107	松江市	21	10	31	47.7%
108	倉敷市	43	71	114	85.1%
109	福山市	44	19	63	85.1%
110	呉市	33	12	45	80.4%
111	下関市	28	8	36	87.8%
112	高松市	38	51	89	77.4%
113	松山市	20	66	86	75.4%
114	高知市	41	44	85	92.4%
115	久留米市	5	81	86	89.6%
116	長崎市	20	24	44	46.8%
117	佐世保市	1	10	11	16.2%
118	大分市	18	28	46	74.2%
119	宮崎市	20	21	41	82.0%
120	鹿児島市	45	34	79	41.8%
121	那覇市	13	8	21	24.4%
中核市合計	1,353	1,465	2,818	66.5%	
総合計	7,362	6,226	13,588	53.6%	

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	32	4	36	16.5%
2	青森県	6	2	8	10.3%
3	岩手県	5	4	9	7.8%
4	宮城県	5	7	12	10.3%
5	秋田県	10	4	14	15.9%
6	山形県	11	3	14	13.0%
7	福島県	21	3	24	22.2%
8	茨城県	120	108	228	49.1%
9	栃木県	25	18	43	23.5%
10	群馬県	10	6	16	15.0%
11	埼玉県	99	158	257	41.6%
12	千葉県	71	57	128	20.4%
13	東京都	419	273	692	76.9%
14	神奈川県	54	20	74	37.8%
15	新潟県	6	6	12	7.3%
16	富山県	30	8	38	42.7%
17	石川県	2	1	3	3.3%
18	福井県	6	1	7	9.0%
19	山梨県	9	6	15	19.0%
20	長野県	15	13	28	20.9%
21	岐阜県	21	15	36	15.9%
22	静岡県	46	38	84	30.1%
23	愛知県	48	49	97	28.0%
24	三重県	7	16	23	18.5%
25	滋賀県	0	1	1	0.8%
26	京都府	15	33	48	25.8%
27	大阪府	261	128	389	70.5%
28	兵庫県	96	77	173	48.6%
29	奈良県	11	18	29	22.1%
30	和歌山県	12	11	23	28.4%
31	鳥取県	0	1	1	2.4%
32	島根県	12	4	16	24.2%
33	岡山県	9	4	13	11.3%
34	広島県	11	19	30	18.8%
35	山口県	31	32	63	33.3%
36	徳島県	11	2	13	19.4%
37	香川県	2	6	8	8.3%
38	愛媛県	17	15	32	25.0%
39	高知県	3	2	5	9.4%
40	福岡県	26	48	74	22.9%
41	佐賀県	5	28	33	15.9%
42	長崎県	1	1	2	7.1%
43	熊本県	9	8	17	14.4%
44	大分県	10	19	29	27.9%
45	宮崎県	3	1	4	6.5%
46	鹿児島県	0	0	0	0.0%
47	沖縄県	1	8	9	31.0%
都道府県合計		1,624	1,286	2,910	33.0%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	100.0%
49	仙台市	2	0	2	3.2%
50	さいたま市	27	25	52	83.9%
51	千葉市	30	41	71	55.0%
52	横浜市	237	14	251	100.0%
53	川崎市	0	113	113	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	6	2	8	8.6%
56	静岡市	9	7	16	25.4%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	47	0	47	100.0%
59	京都市	0	0	0	0.0%
60	大阪市	81	0	81	97.6%
61	堺市	17	4	21	23.6%
62	神戸市	0	0	0	0.0%
63	岡山市	6	28	34	21.1%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	0	0	0	0.0%
67	熊本市	30	88	118	100.0%
指定都市合計		592	323	915	46.9%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.1%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	31	1	32	100.0%
71	八戸市	2	0	2	16.7%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	福島市	0	0	0	0.0%
75	郡山市	0	0	0	0.0%
76	いわき市	0	0	0	0.0%
77	宇都宮市	46	70	116	80.6%
78	前橋市	6	21	27	90.0%
79	高崎市	0	13	0	0.0%
80	川越市	0	0	0	0.0%
81	川口市	19	15	34	27.0%
82	越谷市	0	0	0	0.0%
83	船橋市	37	47	84	100.0%
84	柏市	11	42	53	98.1%
85	八王子市	35	39	74	94.9%
86	横須賀市	0	0	0	0.0%
87	富山市	8	7	15	30.0%
88	金沢市	0	0	0	0.0%
89	長野市	49	0	49	100.0%
90	岐阜市	4	0	4	10.0%
91	豊橋市	1	0	1	3.1%
92	岡崎市	1	0	1	20.0%
93	豊田市	2	0	2	3.1%
94	大津市	0	0	0	0.0%
95	豊中市	27	3	30	73.2%
96	高槻市	0	0	0	0.0%
97	枚方市	30	75	105	100.0%
98	八尾市	43	17	60	92.3%
99	東大阪市	0	0	0	0.0%
100	姫路市	0	0	0	0.0%
101	尼崎市	8	43	51	100.0%
102	西宮市	0	0	0	0.0%
103	明石市	4	3	7	25.9%
104	奈良市	7	36	43	97.7%
105	和歌山市	0	0	0	0.0%
106	鳥取市	0	1	1	2.3%
107	松江市	14	10	24	77.4%
108	倉敷市	42	71	113	99.1%
109	福山市	9	4	13	20.6%
110	呉市	0	0	0	0.0%
111	下関市	11	1	12	33.3%
112	高松市	10	9	19	21.3%
113	松山市	10	30	40	46.5%
114	高知市	0	0	0	0.0%
115	久留米市	0	0	0	0.0%
116	長崎市	2	2	4	9.1%
117	佐世保市	1	7	8	72.7%
118	大分市	0	0	0	0.0%
119	宮崎市	0	0	0	0.0%
120	鹿児島市	29	17	46	58.2%
121	那覇市	9	7	16	76.2%
中核市合計		510	578	1,088	38.6%
総合計		2,726	2,187	4,913	36.2%

〔調査概要〕

(参考資料)

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村 (1,741市町村)

3 調査の期日

平成30年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)